

徳島市一般廃棄物中間処理施設整備事業に係る計画段階
環境配慮書に対する徳島県環境影響評価審査会意見

1 総論

本事業は、徳島市を事業者として、徳島市及び周辺5市町（小松島市、勝浦町、石井町、松茂町及び北島町）を対象とした一般廃棄物中間処理施設（以下「施設」という。）の整備を計画しているものである。

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）は、徳島市飯谷町に所在する採石場を中心とする区域であり、既に採石等により地形改変が行われているところであるが、施設の稼働に伴う排出ガスの発生や大規模な施設の設置等により、想定区域及びその周辺地域において、大気環境や水環境、景観等への影響が懸念される場所である。

このため、今後の本事業計画の検討に当たっては、現地調査を含め、必要な情報の収集・把握を行うとともに、専門家等からの助言を得ながら、環境への負荷ができる限り回避又は低減されるよう、各論に示す事項を適切に反映し、方法書以降の手続きにおいて、環境要素の区分毎に適切な調査、予測及び評価を行うこと。

2 各論

(1) 大気環境に対する影響

施設の稼働に伴う大気質への影響予測は、想定区域から離れ、かつ平坦地に位置する観測所の気象データ等に基づくものであることから、窪地形となっている想定区域の状況を考慮すると、予測結果が異なってくるおそれがある。

このため、想定区域の地形の特徴及び気象条件を十分に調査し、適切に予測及び評価を行うこと。

また、排出ガスに係る環境保全目標値については、可能な限り排出抑制に資するものとなるよう検討することが望ましい。

(2) 水環境に対する影響

計画している施設について、雨水や稼働に伴い発生するプラント排水及び生活排水、並びに建設工事に伴い発生する濁水による負荷はもとより、周辺地域の水環境への影響についても、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

また、周辺地域の水環境への負荷をできる限り回避、低減するため、施設から排出される生活排水量の抑制を検討することが望ましい。

(3) 動植物に対する影響

想定区域の大部分は、既に採石場となっているが、想定区域及びその周辺地域における動植物の生息状況は情報が乏しいため、事業実施による周辺地域の動植物への影響をできるだけ回避、低減できるように現地において動植物の生息状況等の調査を実施するとともに、専門家等による知見や助言を踏まえ適切な予測及び評価を行うこと。

(4) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

焼却施設やリサイクルセンター等の配置を検討するに当たっては、煙突、建物及び緑地等の配置・構造について、季節的な変化や沿道からの眺望を考慮し、近隣住民や周辺で自然を利用する人に配慮した上で適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 温室効果ガスによる影響

施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスについて、排出抑制につながるよう検討することが望ましい。